

# 社会保険

# あいち

○-----  
とじて保管しましょう  
-----○



徳川園(名古屋市)

## 《今月の主な内容》

### 謹賀新年 2016年頭所感

- 労務担当者・管理職のための法改正対応セミナー
- 協会けんぽ愛知支部移転のお知らせ
- 「被保険者資格喪失届」を提出してください
- 「事業所関係変更(訂正)届」を提出してください
- 職場の研修・健康づくりにDVDをご利用ください

事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。

No. **513**

2016年1月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

# 2016 年頭所感

# 謹賀

## 年頭にあたって

一般財団法人  
愛知県社会保険協会長

山本 秀樹



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えになられたことと、謹んでお慶び申し上げます。

旧年中は、本会の事業運営に多大なるご支援とご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

おかげさまで各事業とも計画に沿って、概ね順調に進捗いたしております。

さて、去年は、ラグビー日本代表が、ワールドカップで南アフリカから歴史的勝利を収め、その活躍が連日報道され、大会前までは考えられなかったほど注目を集めました。また、北陸新幹線の長野－金沢間が延伸開業し、東京から富山、金沢が2時間半以内で結ばれることになり、沿線各駅で大規模な歓迎式典が開かれました。さらに、国産初の小型ジェット旅客機「MRJ」が県営名古屋空港で初飛行を成功させ、実用化へ大きなステップを踏み出しました。リニア中央新幹線を含めた大きなプロジェクトにより、愛知の力がさらにパワーアップされるものと思っております。

一方、わが国の経済は、中国経済の減速をきっかけに下落していた世界の株式市場が落ち着きを取り戻すなか、成長戦略の一つの柱でありますTPPが大筋合意に至りました。多様な分野における生産技術の向上、イノベーションを促進し、産業間、企業間の連携が進むこと等を通じて、新しい産業を創出し、わが国経済全体と

して生産性の向上につながることを期待されま

す。  
わが国の社会保障制度につきましては、社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、だれもが安心して利用できるようにするための改革として「社会保障と税の一体改革」関連法に基づく制度改革が段階的に実施されています。

本年10月には、「短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大」が施行され、従業員が501人以上の企業に勤める週20時間以上の短時間労働者についても適用の対象となります。

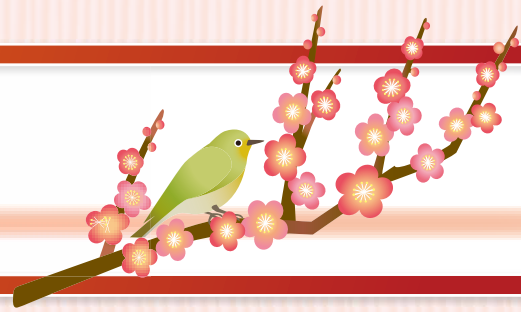
社会保障制度の中核でもある医療保険制度・年金制度につきましては、少子高齢社会・人口減少社会が進行するなかで、「質の高い医療サービスが安定的に提供される制度」、「信頼される年金制度」が確立されることを期待しています。

当協会といたしましては、健康保険制度及び公的年金制度が健全かつ安定的に運営されますように、会員事業主の皆様のお役にたてる事業運営に努め、両制度を周知するための広報活動を始め、事業主・被保険者とそのご家族の皆様の健康の保持増進、福祉の向上に貢献する事業を引き続き推進してまいります。皆様のなご一層のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

新年にあたり、皆様方の益々のご活躍とご多幸、会員事業所のご発展を心より祈年申し上げます。年頭の挨拶といたします。



# 新年



## 新年を迎えて

全国健康保険協会  
愛知支部長

広瀬 茂



新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。皆様には、お健やかに新年を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げます。

また、平素より協会けんぽの事業運営に多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

協会けんぽは27年度のデータヘルス計画の一環として、「ヘルスケア通信簿」と「奥様も健診プロジェクト」を立ち上げました。「ヘルスケア通信簿」とは、企業ごとに健診結果や医療費の数年分のデータを分析し、県内全体や同業他社との健康度の順位比較を示した通信簿です。これを基に自社の健康課題を見つけ、「健康宣言」をして頂くことをお願いしています。「禁煙デーの設定」や「一駅歩こう運動」などの取組みを宣言していただくことで、「健康チャレンジ認定証」を交付し、特に優秀な取組みをされた事業所を表彰させていただくというものです。また、「奥様も・・・」は、健診を忘れがちな奥様のために健診の案内をお届けする際、企業の代表者との連名で送ることで、「行かなければ」と思ってもらい、特定健診の受診促進を図るという取組みです。この二つの施策は、社員はもとよりその家族も企業活動の貴重な財産であるとの認識に立ったものです。これまでに「ヘルスケア通信簿」には200社が、「奥様も・・・」には561社の応募があり、順調なスタートを切ることができました。

課題の財政は、加入者増や平均報酬が上向いたこともあり、当面安定した運営が見込まれますが、2025年問題には強い危機感があります。2025年には、団塊世代が全て後期高齢者医療制度に移行しますが、それ以下の世代の5倍とも言われる医療費の負担はもはや限界を超えます。負担構造の見直しを関係各方面にお願いすることは勿論、これまで以上に健康長寿のための様々な施策を、PDCAを適切に機能させ推進してまいります。

末筆になりましたが、貴会と皆様方の益々のご発展とご健康を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 新しい年を迎えて

大曽根年金事務所長

山崎 知生



新年あけましておめでとうございます。

皆様には、新年を迎え晴ればれしく慶春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

日頃より、公的年金事業の円滑な推進につきまして格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

愛知県内16の年金事務所および事務センターを代表して年頭のご挨拶をさせていただきます。

昨年は、5月に不正アクセスによる情報流失案件が発生し、国民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしましたことに深くお詫び申し上げます。

厚生労働省に設置されました第三者による検証委員会等の指摘を受け、日本年金機構本部に再生本部を設置し、情報セキュリティ対策はもちろんのこと、ガバナンス等の改革を進めています。

今後も更に再発防止を徹底し、あらためて基幹業務を立て直して国民の信頼を回復するため、全職員を挙げて努力して参りますので、皆様におかれましては、当機構にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、私ども日本年金機構は平成22年1月に発足し今年で7年目を迎えることとなりました。

日本年金機構は、平成26年度を初年度とする第二期「中期計画」を策定し、基幹業務である適用、撤収、給付、相談の各業務を正確、確実かつ迅速に行うとともに、引き続き、年金記録の正確な管理と年金記録問題への適切な対応を行ってまいります。

また、その上で、公的年金制度への理解を深めるため、「地域年金展開事業」として教育現場への参加や地域、企業での年金相談会などを積極的に実施し、地域における年金の周知・普及に努めてまいります。

日本年金機構は、お客様一人ひとりの期待に応える質の高い年金サービスをめざし、皆様のご期待にお応えできる組織として業務を推進していく所存でございます。

最後になりますが、今後とも日本年金機構の業務運営につきましてご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方の益々のご発展とご多幸を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



全国健康保険協会

協会けんぽ

## セミナーのご案内

労務担当者・管理職のための

# 法改正対応セミナー

主催 全国健康保険協会愛知支部 健康保険組合連合会愛知連合会

日時 平成28年3月3日(木)  
13:30~16:00(開場13:00)

定員 400名  
(要申込 先着順)

会場 吹上ホール7階 メインホール  
(名古屋市千種区吹上2-6-3) 地下鉄桜通線 吹上駅5番出口より徒歩5分

### 講演内容

#### 第一部

### ストレスチェック法制化から考える 企業のメンタルヘルス対策

- ストレスチェック制度の現状  
今、担当者がしなければならないこと
- 企業でできるメンタル不調者への対応  
復職支援の方法

医療法人明心会 仁大病院  
理事長  
愛知県精神科病院協会  
会長

舟橋 利彦氏



#### 第二部

### 4月から役立つ人事労務のポイント ～法改正の内容とよくある質問～

- マイナンバー制度導入による、  
企業に求められる個人情報管理
- 実践事務
  - ・ 4月に多い被扶養者異動手続き時の留意点
  - ・ 健康保険法改正による変更点
  - ・ 女性活用推進法成立による企業が取り組むべき内容

社会保険労務士法人 名南経営  
特定社会保険労務士  
産業カウンセラー

宮武 貴美氏



申込方法 FAXでお申し込みください。

FAX番号  
**052-979-5217**

下記の申込書に記入のうえ、**FAX**にてお送りください。  
多数のご応募が予想されます。  
1事業所1名様のご参加をお願いいたします。

### 平成28年3月3日(木)セミナー申込書

事業所名			
所在地			
参加者氏名		電話番号	

先着順で受付し、ご参加いただける方には、**当日お持ちいただく案内状を郵送**いたします。

お問い合わせ先 ☎052-979-5191 (受付時間 平日8:30~17:15) 協会けんぽ愛知支部 企画総務グループ

## 協会けんぽ愛知支部 移転のお知らせ

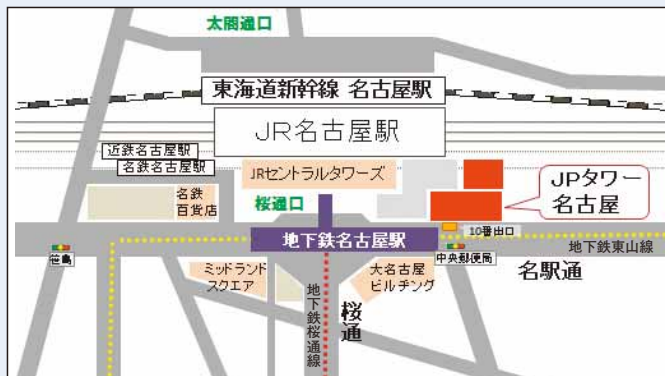
全国健康保険協会（協会けんぽ）愛知支部は、名古屋市東区葵1-13-8において業務を行っていましたが、平成28年3月に下記へ移転します。

**平成28年3月22日(火)より**

### 新住所

〒450-6363  
 名古屋市中村区名駅1-1-1  
 JPタワー名古屋23階

電話番号、FAX番号が変わります。  
 決定次第、愛知支部ホームページ  
 などでお知らせします。



## よくあるご質問

- ① 今回の支部移転で、何か手続きが必要になりますか？  
 いいえ、加入者および事業主の皆様にお願する手続きはございません。
- ② 保険証等に愛知支部の旧住所【名古屋市東区葵1-13-8】が記載されていますが、移転後もそのまま使えますか？  
 はい。旧住所地が記載されている保険証や高齢受給者証、限度額適用認定証等の各証は移転後もそのままご使用いただけます。
- ③ 移転日以降に旧住所地に書類を送ってしまった場合、新住所に転送されますか？  
 はい。当分の間は新住所に転送されます。ただし、転送処理のため通常より到着が遅れますので、迅速なお手続きのためにも、移転日以降は新住所宛にお送りいただきますよう、ご協力をお願いいたします。 ※旧住所の返信用封筒も同様の取扱いとなります。
- ④ 駐車場はありますか？  
 いいえ、ございません。公共交通機関のご利用をお願いいたします。  
 またすべての申請は郵送で手続きができますので、郵送での提出にご協力をお願いいたします。

## 移転に伴い中村年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は閉鎖します。

中村年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は、移転先の愛知支部窓口と統合するため、  
**平成28年3月31日(木)**をもって業務を終了させていただきます。



協会けんぽの紙面(4,5ページ)についてのお問い合わせはこちら  
**全国健康保険協会 愛知支部**  
**協会けんぽ**

〒461-8515 名古屋市東区葵1-13-8

**TEL052-979-5190(代表)**

●受付時間 午前8:30～午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのもので、健康保険組合の加入者様は、内容が異なる場合があります。

職場内で掲示して、ご活用ください。

☎ 手続きは郵送でお願いします。

メールマガジン会員募集中!

[協会けんぽ 愛知](#)

[検索](#)

# 従業員が退職・死亡したときは 「被保険者資格喪失届」を提出してください

## 1 手続内容

従業員が退職又は死亡した場合等、健康保険および厚生年金保険の資格を喪失する者が生じた場合、事業主が「被保険者資格喪失届」を提出します。

※被保険者の資格を喪失する日は、原則、その事実があった日の翌日となります。

〔例〕3月31日付で退職した場合、資格喪失日は4月1日となります。

## 2 手続時期・場所および提出方法

事業主が「被保険者資格喪失届」を日本年金機構へ提出します。

区分	内容
提出時期	事実発生から5日以内
提出先	郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）
提出方法	電子申請、郵送、窓口持参 ※届出用紙によるほか、電子媒体（CD又はDVD）による提出が可能です。

## 3 申請および届書様式・添付書類

### 届書等名称

健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届

### 添付書類

- ① 組保管掌健康保険（以下「組合健保」という。）の被保険者  
特になし。
- ② 全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という。）の被保険者
  - (1) 健康保険被保険者証（本人および被扶養者分）
  - (2) 高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受給者証、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証  
※(2)については、交付されている場合のみ  
※紛失等により回収ができない場合は、資格喪失届にその理由を付記するか、「健康保険被保険者証回収不能・減失届」を添付してください。
- ③ 「資格喪失年月日」に記載された資格喪失の日付が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合（組合健保、協会けんぽの被保険者共通）
  - (1) 被保険者が法人の役員以外の場合  
退職月の賃金台帳の写しおよび出勤簿の写し（事実発生日の確認ができるもの）
  - (2) 被保険者が株式会社（特例有限会社を含む。）の役員の場合  
株主総会の議事録又は役員変更登記の記載がある登記簿謄本の写し（事実発生日の確認ができるもの）  
※その他の法人の役員の場合はこれらに相当する書類  
※電子申請により提出される場合、上記(1)、(2)の添付書類は、画像ファイル（JPEG形式・PDF形式）による添付データとして提出することができます。
- ④ 60歳以上の方が、退職後1日の間もなく再雇用された場合（この場合は、同時に同日付の資格取得届の提出が必要になります）  
以下の(1)と(2)両方又は(3)
  - (1) 就業規則、退職辞令の写し（退職日の確認ができるものに限る）
  - (2) 雇用契約書の写し（継続して再雇用されたことが分かるものに限る）
  - (3) 「退職日」および「再雇用された日」に関する事業主の証明書（事業主印が押印されているものに限る）  
※電子申請により提出される場合、上記(1)、(2)の添付書類は、画像ファイル（JPEG形式・PDF形式）による添付データとして提出することができます。

# 事業所に関する事項の変更があったときは 「事業所関係変更(訂正)届」を提出してください

## 1 手続内容

次に該当した場合、事業主が「事業所関係変更（訂正）届」を提出します。

- (1) 事業所の連絡先電話番号の変更
- (2) 事業主の変更
- (3) 事業主の氏名又は住所の変更
- (4) 「昇給月」、「賞与支払予定月」又は「現物給与の種類」の変更
- (5) 「算定基礎届」又は「賞与支払届」に被保険者氏名等を印字したものの送付を希望するとき又は不要となったとき
- (6) 事業主代理人を選任（変更）したとき又は解任したとき
- (7) 社会保険労務士に業務を委託したとき又は委託を解除したとき
- (8) 年金委員を委嘱したとき又は解嘱したとき
- (9) 健康保険組合の名称に変更（訂正）があったとき
- (10) 会社法人等番号に変更（訂正）があったとき
- (11) 事業所の「法人」「個人」「国・地方公共団体」の区分に変更（訂正）があったとき
- (12) 本店、支店の区分に変更（訂正）があったとき
- (13) 内国法人、外国法人の区分に変更（訂正）があったとき



## 2 手続時期・場所および提出方法

事業主が「事業所関係変更（訂正）届」を日本年金機構へ提出します。

区 分	内 容
提出時期	事実発生から5日以内（諸変更については、事実発生後、速やかに）
提出先	郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）
提出方法	電子申請、郵送、窓口持参

## 3 申請および届書様式・添付書類

届書等名称	健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届
添付書類	会社法人等番号に変更（訂正）あったときは法人（商業）登記簿謄本のコピー

## 4 留意事項

- (1) 事業主（代表者）が変更となった場合、これまでは届書に「変更前事業主」と「変更後事業主」両名の署名が必要でしたが、平成27年6月より、変更後の事業主（代表者）が変更前後の事業主（代表者）の氏名、住所および変更年月日を記入する取り扱いに改めました。
- (2) 個人事業主の氏名又は住所の変更の場合は、この届書と併せて「適用事業所所在地・名称変更（訂正）届」を提出してください。



## 職場の研修・健康づくりにDVDをご利用ください!

愛知県社会保険協会では、健康づくり事業の一環として、無料で健康に関するDVDの貸し出しを行っています。皆さんの職場の研修や健康づくりに、ぜひ活用してください。

◆**申込資格** 平成27年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所

※申込方法(申込書様式)、DVDの内容等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX (052-678-7334) にてご連絡いただければ、申込書の用紙等を FAX でお送りいたします。(必ず貴事業所の FAX 番号を記入してください。)

### 「日帰り入浴料割引券」

### 「ボウリング割引券」

## 発行のご案内

会員事業所の被保険者並びにそのご家族の方が、愛知県社会保険協会の契約対象施設をご利用の際に「割引券」を利用するとお得に契約対象施設をご利用いただくことができます。

割引券発行の詳細につきましては、愛知県社会保険協会のホームページ並びに社会保険あいちNo.511(2015年9月発行)をご覧ください。

引き続き会員事業所の皆様からのお申し込みをお待ちしております。

申込期限(平成28年3月11日(金))までが残り2ヶ月あまりですので、お早めにお申し込みください。

※「日帰り入浴料割引券申込書」又は「ボウリング割引券申込書」が必要な方は、FAX (052-678-7334) にてご連絡ください。申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。(ご依頼の際、必要な申込書の種類と貴事業所のFAX番号を記入してください。)

## 申込募集!

平成27年7月にご案内いたしましたが、まだ定員に余裕があります。引き続き皆様方の多数の申し込みをお待ちしております。

## 契約保養所利用補助券 発行のご案内



愛知県社会保険協会では、被保険者やその被扶養者の方の健康の保持増進を図るため、下記の施設と年間を通じて契約していますので、健康づくりやレジャーの拠点として、ぜひご利用ください。

保養施設	
1. 柏屋	4. 松風荘
2. ホテル日間賀荘	5. 休暇村
3. おんたけ休暇村	(全国に37ヶ所)

◆**申込資格** 平成27年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX (052-678-7334) にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

## タイムズカーレンタルの 優待サービス のお知らせ

愛知県社会保険協会の会員事業所にお勤めの方は、タイムズカーレンタルの優待サービスが受けられます。

インターネット予約の場合に限り、レンタカー全車種がいつでも通常料金の25%OFFでご利用いただけます。

申込方法は協会ホームページ内の専用バナーをクリックして予約手続きを行ってください。

なお、電話、来店による予約・利用については適用されませんのでご了承ください。



### タイムズカーレンタル

インターネット予約で

いつでも**25%OFF!**

※他のキャンペーン、割引プログラムとの併用はできません。

社会保険 **あいち** No.513

— 平成28年1月発行 —

記事提供：日本年金機構中部ブロック本部  
全国健康保険協会愛知支部

発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022

名古屋市中熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階

☎ 052-678-7330 URL <http://www.shaho-aichi.jp/>